

令和4年1月1日から施行される傷病手当金の支給期間、出産育児一時金制度が変更となります。この変更内容を以下に説明します。



今回変更になった傷病手当金とはどんな制度ですか？



例えば、健康保険に加入しているご主人が、病気・ケガをしてその治療のために入院し、会社を休み仕事をすることが出来なくなりました。会社は、治療のために休んでいる間の賃金を支給しない。



その場合に、会社を休んでから4日目以後の給料を補償するのが傷病手当金です。ただし、健康保険の被扶養者である奥さんは傷病手当金の対象にはなりません。



傷病手当金で支給される金額はいくらですか？



給付される金額は、休んだ日、1日につき以下の計算手順で算出されます。

●計算の手順

- ①直近の連続した12ヶ月の標準報酬月額を月数で割り、平均金額を算出します。
- ②算出した平均金額を30日で割って日額を計算します。
- ③日額の額の3分の2の額が、1日あたりの支給額になります。

例えば、過去12ヶ月の標準報酬月額は300,000円の場合に、傷病手当金額は
[(30万円×12ヶ月)÷12ヶ月]÷30日×2/3=6,670円((10円未満は四捨五入)になります。



傷病手当金で給付される期間について教えてください。



会社を休んでから4日目以後1年6ヵ月支給されます。今回のこの1年6ヵ月が改正内容されました。従来は、支給開始日から起算して1年6ヵ月経過後は不支給でした。これからは支給開始日から通算して1年6ヵ月まで支給します。

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給
		1年6ヵ月			

※支給開始日から起算して
1年6ヵ月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間	
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤
	待期間	支給	不支給	支給	支給
		通算1年6ヵ月			

※支給開始日から通算して
1年6ヵ月まで支給



会社が給料を減額した場合あるいは民間の保険金を受給した場合は傷病手当金の減額と支給調整されるのですか？



会社にある福利厚生制度で、病気・ケガで休んだ場合に一定の金額が会社から給料補填として支給される場合があります。この場合は、その分は2/3支給額から引かれます。例えば、1ページの例で1日当たり2,000円を会社が支給すると、傷病手当金は6,670円－2,000円＝4,670円が支給されます。

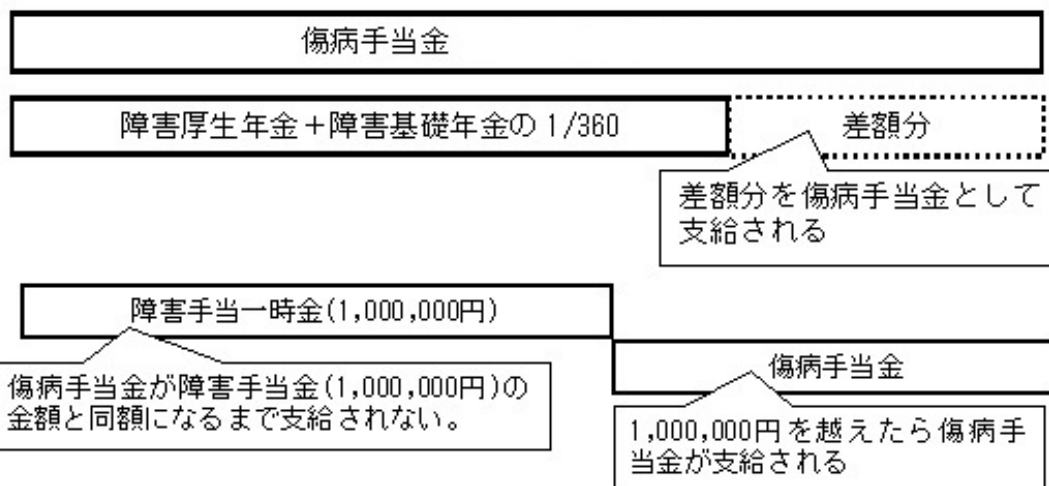
ただし、会社の見舞金などは傷病手当金の減額対象にはならないし、会社契約の民間保険から支給される保険金は減額対象にはなりません。



障害厚生年金、障害手当一時金、障害基礎年金が支給されます。この場合に、傷病手当金も一緒に支給されるのでしょうか？



一緒には支給されません。ただし、傷病手当金が障害厚生年金＋障害基礎年金の360分の1より少ない場合は、傷病手当金との差額が支給されます。障害手当一時金が、継続して支給される傷病手当金の合計額を上回る期間は傷病手当金を受給できません。





今回変更になる出産育児一時金、家族出産育児一時金の内容について教えてください。



政府管掌健康保険に加入している本人が赤ちゃんを産んだときは、出産した赤ちゃん一人に対して420,000円支給されます(出産育児一時金)。

産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は408,000円となります。

また、ご主人が政府管掌健康保険に加入していて、その奥さんが赤ちゃんを産んだときも同じように支給されます(家族出産育児一時金)。

双子を出産した場合には、出産された赤ちゃん数だけ支給されますので、双生児の場合は、2人分が支給されることになります。

	従来	これから
産科医療補償制度の掛け金	16,000円	12,000円
出産育児一時金の支給額	404,000円	408,000円
出産育児一時金の支給総額 (産科医療補償制度の対象の出産)	420,000円	420,000円

・産科医療補償制度の対象外(※)である出産育児一時金の支給額は408,000円となります。

※対象外とは在胎週数12～21週の出産(死産含む)または、加入分娩機関以外の出産のことをさします。

参考・引用は、厚生労働省ホームページ「令和4年1月1日から健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます。」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000857062.pdf>

協会けんぽホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/> より